

資 料

ここまでで取り上げたデータに関して、説明を補足します。

I 中小企業者・小規模事業者の定義

以下で業種ごとに示した資本金額と従業員数のいずれか一方でも満たす会社と、従業員数を満たす個人事業者を中小企業基本法（第2条）では中小企業者としています。

	卸売業	小売業	サービス業	製造業その他
資本の額または 出資の総額	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	3億円以下
常時使用する 従業員数	100人以下	50人以下	100人以下	300人以下

また、おおむね以下の従業員数を満たす事業者を小規模事業者としています。

	商業・サービス業	製造業その他
常時使用する従業員数	5人以下	20人以下

それぞれの業種については、「日本標準産業分類」に沿い、以下のように定めています。

卸売業	大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他卸売業）
小売業	大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業）のうち 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 中分類70（物品賃貸業） 小分類693（駐車場業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）【除く、小分類791（旅行業）】 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス業） 大分類R（サービス業＜他に分類されないもの＞）
製造業その他	いずれにも含まれない業種全て

（注）細分類7282（純粋持株会社）及び、全ての小分類の「管理、補助的経済活動を行う事業所」については、企業グループ内の主たる経済活動の分類と同一とみなす。

◇ 経済センサスの沿革

『経済センサス』は、事業所や企業の経済活動の状況を把握するために日本国内にある全事業所※¹を対象に実施され、「経済の国勢調査」ともいわれています。総務省統計局が所管する公的統計の中でも、特に重要と位置付けられている基幹統計の1つです。

1947（昭和22）年に前身の事業所統計の1回目を実施されてから、1996（平成8）年に事業所・企業統計に名称が変わり、18回目となる2006年の調査を最後に、以降は経済センサスとして実施されています。

経済センサスとしては、2009（平成21）年の基礎調査が1回目で、2012（平成24）年には活動調査の1回目、以降、2014（平成26）年に基礎調査、2016（平成28）年に活動調査、2019（令和元）年に基礎調査というように、2つの調査が交互にそれぞれ5年ごとに実施されています。直近は2021（令和3）年の活動調査です。

※1 農業、林業、漁業に属する個人の経営に係る事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所は、調査の対象外となっています。

◇ 基礎調査と活動調査の違い

基礎調査・・・全産業分野の事業所の活動状態等の基本的構造を全国、地域別で明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報の整備を目的に実施。

活動調査・・・全産業分野の売上金額、費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握し、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の母集団情報を得ることを目的に実施。

基礎調査、活動調査は、それぞれの目的に沿って調査されていますが、活動調査に比べ基礎調査は、経理項目の調査がなく、また2019（令和元）年調査では既存事業所に対しては名称や所在地といった基礎的な項目の他には、事業所の休廃業の活動状態を質問する項目だけで、調査事項が限られています。

◇ 産業横断的集計と産業別集計の違い

活動調査は、「産業横断的集計」と「産業別集計」に分けて結果が公表されています。

産業横断的集計・・・全産業共通で把握している調査事項（事業所数、従業者数、売上等）を集計した結果

産業別集計・・・産業の特性に応じて調査した事項を集計した結果

産業横断的集計と産業別集計では、事業所数や従業者数等の共通する調査事項が集計されていますが、結果が異なります。産業横断的集計では、現業を行わない本社や研究所、倉庫等「管理・補助的経済活動のみを行う事業所」や、製造業にあっては「製造品目別に出荷額が得られなかった事業所」も集計されているのに対して、産業別集計では、それらの事業所は集計から除外されています。

